



平成 28 年 7 月 22 日

## 投資信託新ファンド取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、7 月 25 日（月）より全店で、下記ファンドの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 追加ファンド

ファンド名	ファンドの特色	委託会社
ニッポンヘルスケア成長株ファンド (限定追加型)	<ol style="list-style-type: none"><li>わが国の取引所に上場している株式の中から、医療・介護分野の銘柄に投資を行い、中長期的に T O P I X (配当込) を上回る投資成果を目指して運用します。</li><li>銘柄選択にあたっては、わが国の成長戦略に関連する事業に着目し、時価総額、流動性を勘案の上、売上・利益の成長性および事業競争力等を分析し組入銘柄を決定します。</li><li>1 万口当たり基準価額と設定来の 1 万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額が 13,000 円以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等による安定運用に移行し、繰上償還します。</li><li>ファンドの購入の申込みは、平成 29 年 7 月 31 日までとなります。</li></ol>	三井住友アセットマネジメント(株)

#### 2. 取扱開始日

平成 28 年 7 月 25 日（月）

#### 3. 商品概要

別紙「商品概要書」を参照願います。

以 上

筑波銀行	報道機関のお問合せ先 総合企画部広報室	檜山	内線3730
	Tel 029-859-8111		

## 商品概要

ファンド名	ニッポンヘルスケア成長株ファンド（限定追加型）						
英 文 名	Japan Healthcare Growth Equity Fund						
愛 称	—						
新聞掲載名	ヘルスケア成						
商品分類	追加型投信／国内／株式						
属性区分	【投資対象資産】その他資産（投資信託証券（株式 一般）、【決算頻度】年1回、【投資対象地域】日本、【投資形態】ファミリーファンド、【対象インデックス】—、【特殊型】—						
主要投資対象	ヘルスケア日本株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。						
投資態度	<p>1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、以下のような運用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わが国の取引所に上場している株式の中から、医療・介護分野において、わが国の産業育成政策等の成長戦略の恩恵を受けると判断される銘柄に投資を行い、中長期的にTOPIX（東証株価指数、配当込み）を上回る投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>・ 銘柄選択にあたっては、わが国の成長戦略に関連する事業に着目し、時価総額、流動性を勘案の上、収益成長性および財務健全性等を分析し組入銘柄を決定します。</li> </ul> <p>2. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>3. マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。</p> <p>4. 設定来の1万口当たり収益分配金（税引前）累計額と、1万口当たり基準価額との合計額が13,000円以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等による安定運用に移行し、繰上償還します。</p> <p>5. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>						
ベンチマーク等	ベンチマーク：TOPIX（東証株価指数、配当込み） 参考指数：—						
主な投資制限	<p>1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>2. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>3. 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>						
分散規制	分散型						
信託期間	平成28年7月29日から平成33年12月20日まで（約5年）						
決算と収益分配	<p>年1回（原則として12月20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、委託会社が、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。</p> <p>※第1計算期間は、平成28年7月29日から平成28年12月20日までとします。</p> <p>TypeC-IV：分配しない</p>						
運用報告書	作成します。						
信託報酬	<p>純資産総額に対して 年1.62%（税抜き年1.50%）となります。</p> <p>配分</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.864%（税抜き年0.8%）</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.702%（税抜き年0.65%）</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.054%（税抜き年0.05%）</td> </tr> </table>	委託会社	年0.864%（税抜き年0.8%）	販売会社	年0.702%（税抜き年0.65%）	受託会社	年0.054%（税抜き年0.05%）
委託会社	年0.864%（税抜き年0.8%）						
販売会社	年0.702%（税抜き年0.65%）						
受託会社	年0.054%（税抜き年0.05%）						
申込期間	<p>当初申込期間：平成28年7月25日から平成28年7月28日まで</p> <p>継続申込期間：平成28年7月29日から平成29年7月31日まで（1年間を予定）</p>						
販売価額	<p>取得申込受付日の基準価額となります。</p> <p>（当初申込期間は1口当たり1円）</p>						
販売単位	販売会社が定めるものとします。						
販売手数料	3.24%（税抜き3.0%）を上限として、各販売会社が別に定めるものとします。						
募集上限額	<p>当初募集期間：200億円</p> <p>継続申込期間：2,500億円</p>						
途中換金	いつでもご換金できます。解約代金の支払いは、解約請求受付日から起算して5営業日目以降となります。						
換金価額	解約請求日の基準価額－信託財産留保額（0.3%）						
クローズド期間	なし						
申込受付不可日	なし						
信託財産留保額	一部解約時に0.3%						
償還条項	残存口数が10億口を下回ることとなった場合は、償還することがあります。						
特別償還条項	設定来の1万口当たり収益分配金（税引前）累計額と、1万口当たり基準価額との合計額が13,000円以上となった場合には、安定運用に移行し、当該日の翌営業日から起算して1ヵ月以内に繰上償還します。						
信託金限度額	500億円						
ファンド監査	年0.0054%（税抜き0.005%）以内						
受託会社	三井住友信託銀行株式会社						
販売会社	株式会社筑波銀行、播陽証券株式会社						
外貨・非株制限	<p>外貨建資産割合：10%以下</p> <p>非株式割合：50%以下</p>						
税 区 分	公募／株式投資信託						
備 考	登録届出 平成28年7月1日、有価証券届出書提出 平成28年7月8日						

【投資信託をご購入される場合の留意点】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
- 当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書および補完書面)」を交付いたしますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号  
加入協会 日本証券業協会